

秋田都市計画土地区画整理事業の変更（秋田市決定）

都市計画新屋地区土地区画整理事業を廃止する。

理 由

昭和29年に住宅街の整備を目的として土地区画整理事業を都市計画決定したが、長期にわたり未着手となっている。そのような中、事業の必要性や実現性を改めて検証したところ、一定程度の住宅街が形成されていることから、本土地区画整理事業を廃止する。

秋田都市計画土地地区画整理事業の変更（秋田市決定） 新旧対照表

（変更前）

名称	新屋地区土地地区画整理事業
面積	約 190,000 坪(約 62.8 h a)

（変更後） 廃止

変更理由書

本地区は、大正6年から実施された雄物川大改修工事により発展を遂げていた茨島工場地帯の隣接地であり、住宅街の整備を目的とした将来的な需要を見込み、昭和29年に新屋地区土地区画整理事業が都市計画決定されたものである。

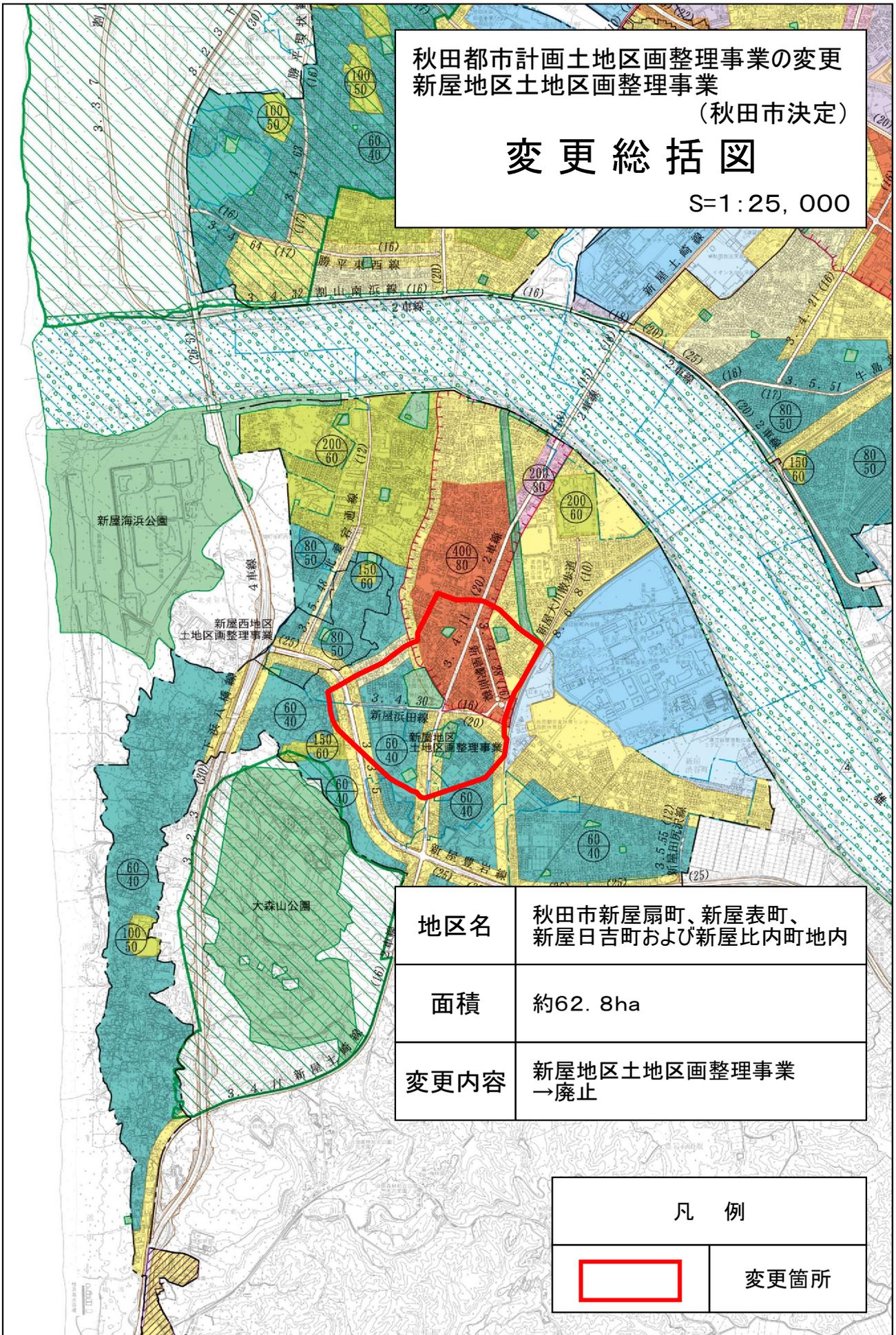
その後、都市計画決定から現在に至るまで事業を実施しておらず、全域が未施行区域となっている。

そのような中、事業の必要性や実現性を改めて検証したところ、都市計画決定の主目的である住宅街が一定程度形成されていることから、本土地区画整理事業を廃止するものである。

秋田都市計画土地区画整理事業の変更
 新屋地区土地区画整理事業
 (秋田市決定)

変更総括図

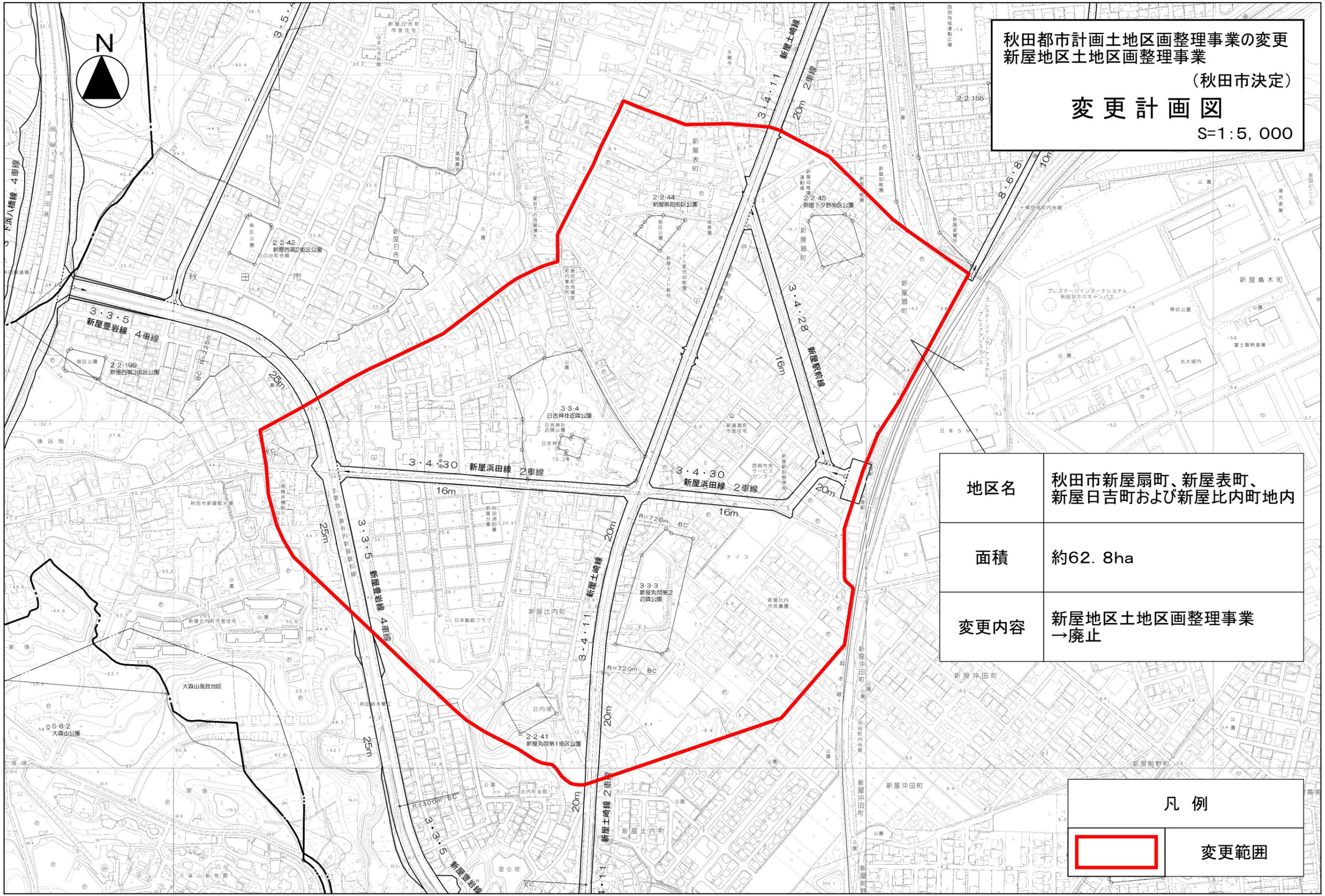
S=1:25,000



地区名	秋田市新屋扇町、新屋表町、 新屋日吉町および新屋比内町地内
面積	約62.8ha
変更内容	新屋地区土地区画整理事業 →廃止

凡 例	
	変更箇所

秋田都市計画土地区画整理事業の変更
 新屋地区土地区画整理事業
 (秋田市決定)
変更計画図
 S=1:5,000



地区名	秋田市新屋扇町、新屋表町、 新屋日吉町および新屋比内町地内
面積	約62.8ha
変更内容	新屋地区土地区画整理事業 →廃止

凡例	
	変更範囲